



2018年8月2日(木)

# 小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員・税理士 小栗 悟

岐阜本部 〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町1-3 岐阜第一生命ビル4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

名古屋本部 〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目16-15 名古屋フコク生命ビル6F

TEL : 052-222-1600 FAX : 052-222-1611

Email : [info@otc-oguri.com](mailto:info@otc-oguri.com) <http://www.otc-oguri.com>

## キャッシュアウト取引における 印紙税の取扱いについて

### キャッシュアウト取引とは

キャッシュアウト取引（キャッシュアウトサービス）とは、デビットカードで買い物をする際に、買い物代金と引き出す現金の合計金額を口座から引き落とし、買い物商品と現金を同時に店舗レジ等で受け取ることができるサービスです。買い物をせず現金のみを引き出すことも可能なため、店舗レジ等でATMの感覚で現金を引き出すことができます。

2018年4月2日よりスタートし、既に大手スーパーの一部店舗では導入が始まっています。

### 交付される書面はどう変わるのか

レシート・キャッシュアウト明細書(例)

レシート	
商品A	32,400
キャッシュアウト手数料	216
合計	32,616
(内消費税等)	2,416)
キャッシュアウト明細書	
キャッシュアウト	20,000
参考 引落金額	52,616

### 口座引落確認書(例)

#### 口座引落確認書

下記のとおり、引落いたしました。

取扱日 8月1日

金融機関名 △△銀行

口座番号 ××××

引落金額 52,616円

### 印紙税の取扱い

レシート部分は金銭又は有価証券の受領事実を証明するものと認められることから、「売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書」(第17号の1文書)に該当し、課税文書となります。ただし、記載金額が5万円未満の場合は非課税文書となります。

キャッシュアウト明細書と口座引落確認書は、金銭の受領事実の証明以外の目的で作成したと認められることから課税文書には該当しません。



キャッシュアウト取引だけを行った場合は、レシートに記載される金額は手数料のみとなり、5万円未満の非課税文書となります！